

令和 5 年 第 2 回

三重県議会定例会会議録

(11 月 28 日)
(第 18 号)

第
18
号
11
月
28
日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第18号

○令和5年11月28日（火曜日）

議事日程（第18号）

令和5年11月28日（火）午前10時開議

- 第1 議提議案第1号
〔提案説明〕
- 第2 議案第82号
〔提案説明〕
- 第3 議案第31号から議案第82号まで並びに議提議案第1号
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議提議案第1号
- 日程第2 議案第82号
- 日程第3 議案第31号から議案第82号まで並びに議提議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 47名
- | | | | |
|---|---|----|----|
| 1 | 番 | 荊原 | 広樹 |
| 2 | 番 | 伊藤 | 雅慶 |
| 3 | 番 | 世古 | 明 |
| 4 | 番 | 龍神 | 啓介 |
| 5 | 番 | 辻内 | 裕也 |

6	番	松	浦	慶	子
7	番	吉	田	紋	華
8	番	芳	野	正	英
9	番	川	口		円
10	番	喜	田	健	児
11	番	中	瀬	信	之
12	番	平	畑		武
14	番	廣		耕	太郎
15	番	石	垣	智	矢
16	番	山	崎		博
17	番	野	村	保	夫
18	番	田	中	祐	治
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	下	野	幸	助
23	番	田	中	智	也
24	番	藤	根	正	典
25	番	小	島	智	子
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	野	口		正
30	番	石	田	成	生
31	番	村	林		聡
32	番	小	林	正	人
33	番	谷	川	孝	栄
34	番	東			豊

35	番	長 田 隆 尚
36	番	今 井 智 広
37	番	稲 垣 昭 義
38	番	日 沖 正 信
39	番	舟 橋 裕 幸
40	番	三 谷 哲 央
41	番	服 部 富 男
42	番	津 田 健 児
43	番	中 嶋 年 規
44	番	青 木 謙 順
45	番	中 森 博 文
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美

欠席議員 1名

13	番	中瀬古 初 美
----	---	---------

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野 吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課長)	中 村 晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西 広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主査)	長谷川 智 史
書 記 (議事課主任)	辻 詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
-----	---------

副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	野 呂 幸 利
総 務 部 長	更 屋 英 洋
政策企画部長	後 田 和 也
地域連携・交通部長	清 水 英 彦
防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枡 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員長	村 田 典 子

警察本部長 難波 正樹

代表監査委員 伊藤 隆
監査委員事務局長 三宅 恒之

人事委員会委員長 中村 佳子
人事委員会事務局長 天野 圭子

選挙管理委員会委員 富永 健

労働委員会事務局長 林 幸喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第1号並びに議案第82号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第78号から議案第81号までについて、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、11月22日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第82号 令和5年度三重県一般会計補正予算（第6号）

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第1号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例案

右提出する。

令和5年11月28日

提出者 田 中 祐 治
倉 本 崇 弘
藤 根 正 典
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義
三 谷 哲 央
津 田 健 児
中 嶋 年 規

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前	第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前

<p>項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には<u>百分の百七十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には<u>百分の百六十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の<u>百七十</u>、十二月に支給する場合には<u>百分の百七十</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の<u>百六十五</u>、十二月に支給する場合には<u>百分の百七十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和五年十二月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

人委第 117 号

令和5年11月24日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和5年11月22日付け三議第200号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第78号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第79号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第80号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第81号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

別紙 1

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委
員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が令和5年10月13日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。

別紙 2

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に対
する人事委員会の意見

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 13	<p>(件 名) 「再審法改正を求める意見書」提出について</p> <p>(要 旨) 「再審法改正を求める意見書」(別紙参照)を提出していただきたい。</p> <p>(理 由) やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害である。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいる。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たる。 しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にある。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じている。これでは適正・公平な裁判とはいえない。 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっている。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人(元被告人)の無実を示すものが含まれてい</p>	<p>津市丸之内養正町1番1号 三重弁護士会 会長 伊藤 明紀</p> <p>(紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 崎 博 山 内 道 明 稲 森 稔 尚 田 中 智 也 小 島 智 子 藤 田 宜 三 村 林 聡 長 田 隆 尚</p>	5年・11月

<p>ることも少なくない。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得る。例えば、滋賀県で発生した湖東事件では、再審開始決定が確定した後になってようやく、警察が再審開始決定確定まで検察官に送致していなかった証拠が開示され、その中に事件性を否定する重要な証拠が含まれていた。これらの証拠について、裁判長は「そのうち一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されていなかったかもしれません」とコメントしたのである。このような不正義を放置しておくことはできない。</p> <p>しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の２段階の手続となっている。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎない。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになるので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではない。</p> <p>検察官の不服申立てがなされると、再審開始決定が出されているにも拘らず、即時抗告審・特別抗告審のため、審理が数年あるいは十年以上の単位で長期化する。これにより、迅速なえん罪被害者の救済が実現されず妨げられている。例えば、袴田事件では、第２次再審請求審において、2014（平成26）年３月27日、静岡地方裁判所で再審開始決定がなされたが、この決定が今年３月に確定するまでに実に9年を要した。</p> <p>えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいるし、大崎事件（95歳）や袴田事件（86歳）のように、相当の高齢となって</p>		
--	--	--

いる方もいる。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情である。

そこで、日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択した。また、2023年（令和5年）2月17日付けで刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書を取りまとめ、同年7月13日付けで改訂し、法務大臣宛てに提出した。

当会も、2023年（令和5年）5月26日付けで再審法改正を求める総会決議を全会一致で採択した。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はない。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考える。

そこで、別紙再審法改正を求める意見書（案）を参考に「再審法改正を求める意見書」を提出していただきたく請願をした。

（別 紙）

再審法改正を求める意見書（案）

2023年（令和5年） 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

法務大臣 小 泉 龍 司 殿

三重県議会

議長 中 森 博 文

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。また、三重県内においては、名張市で過去に名張毒ぶどう酒事件が発生しており、現在、第10次再審請求が係属している。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定

<p>めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。</p> <p>その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。</p> <p>しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。</p> <p>よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。</p> <p>ゆえに、国におかれては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。</p>		
--	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 14	<p>(件 名) 私学助成について</p> <p>(請願要旨) (経常経費、施設整備等への補助について)</p> <p>1 公私間の教育費の公費負担格差を解消するため、私学助成（経常経費、施設整備等）に係る国庫補助制度を堅持し、助成額を増額するとともに、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。 また、私立高等学校への県費の上乗せをさらに充実するとともに、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。</p> <p>(就学支援金制度について)</p> <p>2 公私間の保護者の授業料負担の格差を是正するため、私立小・中・高等学校の就学支援金について、国庫補助のさらなる充実と県費による上積み助成を実現していただきたい。 特に、私立高等学校については、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが本当に進学したい学校を選択できるように、世帯の年収制限を緩和し、公立高等学校のように、年収約910万円未満の世帯まで授業料が実質無償化となるよう国庫補助の引き上げ、県費の上積み助成など支援の拡充を実現していただきたい。</p> <p>(請願理由) 私学助成については平素から格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。 私どもは、私立学校各校の建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私立学校に子どもたちを学ばせている。 しかしながら、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、特に入学時納付金、授業料は、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁となっている。 そのような中、令和2年度から私立高等学校の生徒への就学支援金を充実していただき、国の助成により、年収約590万円未満の世帯の授業料は</p>	<p>津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 高瀬 一英 ほか20名</p> <p>(紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三 村 林 聡 谷 川 孝 栄</p>	5年・11月

	<p>実質無償化としていただいた。しかし、公立高等学校では、年収約910万円の世帯まで無償であり、私立高等学校では依然として学費を負担しているのが実情である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症は、感染症法の5類へ移行され経済活動は緩やかに持ち直してきたと言われているが、世界的なエネルギー・食糧価格の高騰、世界経済の減速などが影響し、私立学校を取り巻く環境はまだまだ安心できる状況にはない。</p> <p>将来を担う子どもたちが、多様な教育方針の中から、本当に進学したい学校を安心して選択することができるような教育環境を、今後ますます整えていただきたいと切に願っている。</p> <p>私ども保護者が子どもたちを安心して私立学校に学ばせることができるよう特段のご理解とご高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ、及び私立高等学校の生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたく、ここに請願する。</p>		
<p>請 15</p>	<p>(件名) 持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求めることについて</p> <p>(要旨) 1. 「きれいで豊かな海」の実現 牡蠣養殖において、牡蠣の成長にとって重要な餌となる植物プランクトンが、夏期にゼロを記録する日もあり、へい死に直接的または間接的に大きな影響を与えていると考えられることから、植物プランクトンが適正に維持できるよう栄養塩類が豊富な、「きれいで豊かな海」の実現へ向け、三重県の主導により、下水処理場の栄養塩類管理運転の期間(夏期7月～10月)の対象範囲の拡大及び、隣接県との連携した対策を講じること。</p> <p>2. 養殖牡蠣の大量へい死被害の原因究明及び対策の研究 近年、続いている養殖牡蠣の大量へい死被害については、明確な原因が究明されていないことから、国に対し、大規模な公設の研究機関や各種関</p>	<p>鳥羽市大明東町1番7号 鳥羽商工会議所 水産養殖釣船部会 部会長 中村 修一 ほか5名</p> <p>(紹介議員) 世古 明 龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 廣 耕太郎 野村 保夫 山内 道明 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三</p>	<p>5年・11月</p>

	<p>連企業などにより、原因究明や被害を軽減させるための対策等の研究を進めることができるよう支援制度の充実を図る旨の意見書を提出すること。</p> <p>3. 持続可能な漁業に向けた支援</p> <p>漁場環境の変化を人の手ですぐに変えることは難しいことから、国に対し、現状の漁場環境に合わせた養殖業ができるよう、最新技術や生産性向上に向けた新たな資機材の導入、漁家経営の安定化のためのセーフティネットの充実等の支援を講じる旨の意見書を提出すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>当地域は古来より「御食国」として、豊かで良質な魚介類に恵まれた地域である。しかし、近年、黒潮大蛇行や海水温の上昇、栄養塩の不足など漁場環境の変化が著しく、水産業を取り巻く状況は厳しさを増している。</p> <p>特に、冬場を代表する魚介類である養殖牡蠣においては、連続して牡蠣のへい死率が60%を超えるなど、生産不調が続いており、漁業者は、行政や漁協などと連携して、将来にわたり安心して持続可能な養殖業を営むことができるよう、差し迫った課題に積極的に取り組む覚悟である。</p> <p>ついては、この厳しい状況を改善するため、上記項目について、請願するので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>	<p>村 林 聡 谷 川 孝 栄</p>	
--	--	--------------------------	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 16	<p>(件 名)</p> <p>医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援について</p> <p>(要 旨)</p> <p>1 物価高騰に苦しむ医療機関、訪問看護事業所、介護保険施設・事業所等の経営を支援し、すべての看護職員の処遇改善が可能となるよう、必要な財政措置を講じられたい。</p> <p>2 令和6年度診療報酬改定において「看護職員処遇改善評価料」の対象をすべての看護職員に拡大するとともに、介護報酬、障害福祉サービ</p>	<p>津市観音寺町字東浦 457-3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵</p> <p>(紹介議員)</p> <p>龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 山 崎 博 山 内 道 明 稲 森 稔 尚</p>	<p>5年・11月</p>

	<p>ス報酬改定において同様の措置を講じられたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>国においては、「新しい資本主義」の実現に向け、人への投資と分配を進めるとされている。現に、産業界では政府の方針に沿って賃上げが進んでいる。しかしながら、医療機関や訪問看護ステーション、介護保険施設等は公定価格（診療報酬、介護報酬等）により運営されており、電気代等のエネルギー関連費用をはじめとする諸物価高騰の直撃を受けてもこれを価格に転嫁することができず、職員の賃金引上げを行いたくともそのための原資がないという状況である。令和4年度診療報酬改定では「看護職員処遇改善評価料」を新設していただき、大変感謝しているが、これも一部の医療機関に勤務する看護職員のみを対象としているため、看護職員だけを見ても、全体の3分の2にあたる約100万人がなお対象とならない状況である。</p> <p>先般、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画において「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討する」とされたことを踏まえ、国家公務員医療職俸給表（三）が見直され本年4月より施行された。これを契機に、民間病院等の看護職員の賃金に波及することが期待されるが、これも医療機関等の経営が成り立ち、安定して原資が確保できることが前提となる。このような状況にあつて、すべての看護職員の賃上げを実現するには、国からの医療機関等に向けたさらなる財政措置が必要である。</p> <p>医療・福祉分野の就業者数は、2022年平均の就業者数6,723万人の14%にあたる908万人いるが、そのうち約19%（173.4万人、2020年就業者数）が看護職である。すべての看護職員の賃上げを実現することは、労働者の所得向上につながり、成長と分配の好循環が実現する。</p> <p>ついては、医療機関等の経営を支え、すべての看護職員の賃金引上げが可能となるよう、要旨に記載された事項について、実現していただくべく格別のご高配を賜るよう要望する。</p>	<p>村 林 聡 谷 川 孝 栄</p>	
<p>請 17</p>	<p>(件 名)</p> <p>介護保険利用料の2割負担の対象拡大に反対す</p>	<p>津市船頭町津興1535 -23</p>	

	<p>ることについて</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>政府は、介護保険利用料1割負担の対象者を減らして2割負担の対象を増やそうとしている。2割負担の対象者は年金収入などで220万円以上とされている。いま、物価高騰で年金生活者は大変厳しい生活状態にある。全日本民主医療機関連合会の調査では、「2割に負担が増えたら」と利用者に聞いた調査では、施設を退所すると答えた人が13%、在宅サービスを控えたり中止すると答えた人が34%もいた。利用料が2割負担になればサービスの利用継続が困難になる方が大量に出ることが十分想定される。</p> <p>コロナ禍の4年間で身体機能の低下などで高齢者の健康面に影響が出ており、介護のニーズが高まっている。にもかかわらず、これ以上利用料が増えれば「制度」はあっても「介護サービス」が使えないものになってしまうことを危惧している。</p> <p>三重県議会として利用者本人と家族の声に耳を傾け、介護保険制度を利用することで生きる希望がわいたと言える制度にするために、以下の内容の意見書を採択し、国に提出していただくよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <p>1. 介護サービス利用の抑制につながる介護保険利用料2割負担の対象拡大をおこなわないこと。</p>	<p>三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 吉 田 紋 華 稲 森 稔 尚</p>	<p>5年・11月</p>
<p>請 18</p>	<p>(件 名)</p> <p>子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善について</p> <p>(要 旨)</p> <p>一、保育士配置基準並びに調理員配置基準の早急な改善を国に求めること。 一、処遇改善加算の仕組みを見直し、公定価格に編入するよう国に求めること。</p> <p>(理 由)</p> <p>昨年来、保育施設における児童に対する不適切な関わり事案が幾つも報道されるに至っている。これは決してあってはならないことであり、保育</p>	<p>津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館 4階 三重県私立保育連盟 会長 辻 健次</p> <p>(紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 崎 博 山 内 道 明</p>	<p>5年・11月</p>

<p>者は心に留めなければならないと自戒しているが、社会状況の変化により保育士に求められる仕事が増加している中、事案の再発防止のためには、余裕をもって保育を行うことができるよう適切な配置基準への改善も必要である。現行の配置基準は戦後間もない昭和23年に制定されたが、4歳児以上の配置基準については制定以来75年間にわたってほとんど改善されていないことから、早急な改善を求める。また、調理員の配置基準についても同様であり、有給休暇取得等の労働者としての基本的権利を保障する意味においても早急な改善が必要である。</p> <p>処遇改善加算の仕組みは保育士の給与水準を改善する目的で導入され、現時点では加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと三種類が存在するが、保育士の満足度の向上につながるものとなっていない。職員の給与引き上げが十分になされない最も大きな理由のひとつは、公定価格計算上のモデル給与号俸と実態との乖離が大きく、適切な単価となっていないことにある。各法人が職員の十分な給与引き上げを行うことが可能となるよう、処遇改善加算は公定価格に編入したうえ、適切な単価を設定するよう求める。</p>	<p>稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三 村 林 聡 谷 川 孝 栄</p>	
---	--	--

議 提 議 案 の 上 程

- 議長（中森博文） 日程第1、議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（中森博文） 提出者の説明を求めます。24番 藤根正典議員。

〔24番 藤根正典議員登壇〕

- 24番（藤根正典） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日とし、令和6年度以降分については令和6年4月1日からとしております。

以上をもちまして提案説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（中森博文） 日程第2、議案第82号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中森博文） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第82号の補正予算は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、県議会議員の期末手当について581万5000円を増額するもので、歳入については、財政調整基金繰入金でその全額を増額しています。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中森博文） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（中森博文） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時55分開議

開 議

○議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 審 議

○議長（中森博文） 日程第3、議案第31号から議案第82号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（中森博文） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号から議案第82号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
46	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
59	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について
60	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
61	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
55	損害賠償の額の決定及び和解について
57	和解について
62	三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
51	工事請負契約について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事）
52	工事請負契約の変更について（一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事）
53	工事請負契約の変更について（一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
54	工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）
56	損害賠償の額の決定及び和解について
63	三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について
64	三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について
65	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について
66	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について
67	三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
58	特定事業契約の変更について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
31	令和5年度三重県一般会計補正予算（第4号）
32	令和5年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
33	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
34	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
35	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
36	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
37	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
38	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
39	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
40	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
41	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
42	令和5年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
43	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

4 4	令和5年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
4 5	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
4 7	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
4 8	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
4 9	当せん金付証券の発売について
5 0	土木関係建設事業に対する市町の負担について
6 8	令和5年度三重県一般会計補正予算（第5号）
6 9	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
7 0	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
7 1	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
7 2	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
7 3	令和5年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
7 4	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
7 5	令和5年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
7 6	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
7 7	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
7 8	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
7 9	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

80	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
81	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
82	令和5年度三重県一般会計補正予算（第6号）
議提1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（中森博文） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明29日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明29日は休会とすることに決定いたしました。

11月30日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時56分散会